

5. 免許・資格

1. 教員免許状

〔1〕本学で教員免許状授与の所要資格を取得できる免許状は次のとおりです。

学 科	免 許 状 の 種 類
保 育 学 科	幼稚園教諭二種免許状

〔2〕教員免許状を取得するためには、短期大学を卒業し(短期大学士の学位を有し)、「教育職員免許法及び同法施行規則」に定められた科目を履修し、所定の単位数を修得しなければなりません。

- 1)免許状の種類にかかわらず「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」について、それぞれ2単位以上を修得しなければなりません。
- 2)法により免許状の種類ごとに「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数がそれぞれ規定されています。
免許状に関する履修方法を、掲載していますので、それに基づいて必要な科目及び単位数を修得してください。

免 許 状 の 種 類	基 礎 資 格	専門科目の最低修得単位数		
		領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること	12	17	2

(注)この表で示しているのは、法規上の最低修得単位数です。本学で必要とする単位数は次ページ以降の各表に示してあります。

〔3〕教育実習の履修について

教育実習の単位修得には、「学校現場における実習」(4単位)と「事前及び事後の指導」(1単位)が必要です。事前及び事後の指導の授業科目として、「教育実習指導1」「教育実習指導2」(各1単位)を開講しています。その授業内容は次のとおりです。

1. 事前指導

- (1)教育実習の意義と目標
- (2)教育実習の内容の概要
- (3)教育実習の心得
- (4)実習園での研究と大学での研究の連繋

2. 事後指導

- (1)実習記録の整理、報告書作成指導(実習終了後1週間以内)
- (2)教育実習報告会での反省と自己評価

教育実習園の決定にあたっては、教育実習担当者の指導に従ってください。なお実習園決定後の変更はできません。

教育実習を履修する学生は、教育実習に必要な諸経費を所定の期間内に納めなくてはなりません。

教育実習後、実習記録および報告書の提出が指定された期日までに認められない場合は、教育実習の単位の修得はできません。

〔4〕履修要件

- (1)教育実習関連の指定科目(別表1および別表2)が「実習」履修登録時に、2科目以上の科目の単位が修得出来なかった場合(受講中の科目は除外)は、原則として実習の履修を認めない。ただし、「教育実習指導1」が履修済であることを条件とする。開講時期または教育課程の変更等により指定科目の別表を改める必要が生じた場合には、学則別表の変更に係る所定の手続きに基づき改正する。
- (2)実習の事前指導(教育実習指導1)をやむを得ない事情で欠席する場合は、事前または直後に授業担当者へ届け出ること。無断で欠席・遅刻・早退した場合は、原則として実習の履修を認めない。
- (3)上記に記載された実習の事前指導に係る授業態度及び課題提出等、教員の指示や提出期限を遵守できない場合は、原則として実習の履修を認めない。やむを得ない事情により、期限までに課題の提出ができない場合は、事前または直後に授業担当者へ願い出て許可を得ること。
- (4)成績が著しく不振な場合(GPA1.0以下)、または学則等の違反、他の学生の修学の妨げとなる行為を行ったと認められる場合は、実習(中断された実習も含む)の履修を許可しない。

別表1 保育学科第一部 教育実習に関連する科目

「教育実習」の履修要件:2科目以上の単位を未修得の場合は履修不可

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
子どもの心理学	2	保育内容総論	1	教育の原理と制度	2
保育者・教育者論	2	保育内容演習(環境)	1	保育内容演習(言葉)	1
保育内容演習(表現1)	1	保育内容演習(健康)	1	保育内容演習(人間関係)	1
保育内容の理解と方法(身体)	1	教育実習指導1	1		

別表2 保育学科第三部 教育実習に関連する科目

「教育実習」の履修要件:2科目以上の単位を未修得の場合は履修不可

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
子どもの心理学	2	教育の原理と制度	2	保育者・教育者論	2
保育内容総論	1	特別支援保育・教育の基礎	2	保育内容演習(健康)	1
保育内容演習(人間関係)	1	保育内容演習(環境)	1	保育内容演習(言葉)	1
保育内容演習(表現1)	1	保育内容の理解と方法(身体)	1	教育実習指導1	1
教育相談(カウンセリングを含む)	2				

〔5〕教員免許状の授与申請について

申請手続 教員免許状は、本学で一括して申請し、卒業式当日に渡します。それに必要な諸経費を所定の期間内に納めなくてはなりません。

〔教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目〕

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学の開設授業科目 (幼二種免に必要な修得単位数)			備考
科目	単位数	授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	健康の科学 スポーツ	1 1		
外国語コミュニケーション	2	英語 英英	1 2	1 1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	基礎情報処理演習1 基礎情報処理演習2	1 1		

<領域及び保育内容の指導法に関する科目>

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開設授業科目 (幼二種免に必要な修得単位数)		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	子どもの健康・人間関係・言葉	2	
		人間関係			
		言葉			
		環境			
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	表現	子どもの環境	1	
			総合表現演習	1	
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育内容総論	1	
			保育内容演習(健康)	1	
			保育内容演習(人間関係)	1	
			保育内容演習(環境)	1	
		保育内容演習(言葉)	1		
		保育内容演習(表現1)	1		
		保育内容演習(表現2)	1		
		保育内容の理解と方法(身体)	1		

<教育の基礎的理解に関する科目等>

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開設授業科目 (幼二種免に必要な修得単位数)		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	
				必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の原理と制度	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育の方法と技術	2	
	幼児理解の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習	4	
			教育実習指導1	1	
			教育実習指導2	1	
	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	

<大学が独自に設定する科目>

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設授業科目(幼二種免に必要な修得単位数)		
科目区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	障がい児心理学		2	
	歌とピアノの技術		1	
	子どもの遊びと音楽		1	
	保育内容の理解と方法(音楽)		1	
	保育内容の理解と方法(造形)		1	
備考	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得。			